

## 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分)の支給について

### 要 旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、対象となる子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、食費等による支出増加の影響を勘案した「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給するものです。

### 概 要

#### 1 内 容

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)の支給について、4月30日にお知らせした令和3年4月分の児童扶養手当受給者に対するの支給(令和3年5月11日(火))に続き、この度は下記の①、②のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯についても支給の準備が整いましたのでお知らせします。支給額は児童一人につき5万円です。

※児童とは18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(特別児童扶養手当対象児童は20歳未満)。

#### 2 今回の対象者

- ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けているものであって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。(申請不要。7月29日に児童手当口座等に振り込みます)
- ②上記のほか、対象児童の養育者であって、以下のいずれかに該当する者。(要申請)
  - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情があると認められる者。(家計急変者)

#### 3 申請先

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、原則郵送での受付とさせていただきます。窓口の場合は、沼津市役所本庁舎1階こども家庭課にて受付。令和3年7月19日から受け付けております。

#### 4 その他

ひとり親世帯の皆様のご相談を随時受け付けております。

### お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 こども家庭課  
直通:055-934-4827 内線:2612

